

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

プロポーザル選定委員会 委員長

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり提案書を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

三芳バザール賑わい公園構想における商業拠点・交通拠点立地調査業務委託

(2) 業務目的

商業拠点・交通拠点形成における需要や事業の構成、民間事業者との連携方法を調査し、立地までの手順・方策など、基本的な方向性を示すために必要な項目を調査し、基本構想を策定する。

(3) 契約期間

契約日から平成30年3月14日まで

※本委託は国の補助金の活用を予定しているため、補助金の交付決定が得られた場合に限り、採用者と契約を締結できることとする。

交付決定通知が得られなかった場合、遡ってこの公表は無かったものとする。

(4) 業務内容

別紙「三芳バザール賑わい公園構想における商業拠点・交通拠点立地調査業務委託内容」のとおりとする。

(5) 委託予定額

上限予算額13,800千円（税込）とする。

(6) 業務の実施上の条件

ア 配置予定技術者の資格等

管理技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者
- ・一級建築士の資格を有する者
- ・RCM（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者

イ 技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

本業務を担当する技術者（管理技術者及び担当技術者）は下記のいずれかの業務

実績を有することとする。

同種業務：道の駅 又は 都市公園の PPP/PFI 検討業務

類似業務：地域活性化施設 又は 公共建築物の PPP/PFI 検討業務

(7) 業務所管課

三芳町道路交通課

(8) その他必要事項

なし

2 参加申込書に関すること

(1) 参加申込書の作成様式

参加申込書（様式6号） 1部

技術資料（様式第13号） 1部

※三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第7条第2項の規定により、資格者名簿に登載されていない者が公募型プロポーザル方式に参加するときは、参加申込書の提出にあたり、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

①登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。）

②営業所表（様式第14号）

③委任状（様式第15号。ただし、対象業務において代理人を置く場合に限る。）

④財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書。）

(2) 参加申込書作成に関する質問・回答

ア 質問は、文書（A4版任意様式）により行うものとし、電子メールで送付するものとする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話・FAX番号、メールアドレスを記載するものとする。

イ 提出先メールアドレス：douro@town.saitama-miyoshi.lg.jp

ウ 質問受付期限：平成29年5月15日（月）正午まで

エ 質問に対する回答は、平成29年5月17日（水）までに、町ホームページで公表するものとする。

(3) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：平成29年5月19日（金）午後5時まで

イ 提出場所：三芳町役場 道路交通課

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1

ウ 提出方法：持参もしくは郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認するものとする。

(4) 参加申し込みの資格要件

ア 三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者。

ウ 企画提案者は法人とし、一提案者につき一提案とする。

3 提案者の選定に関する事項

(1) 提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率等
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等
実施体制	スタッフの充実度・実施体制はどうか	技術者・従事予定者数

(2) 提案者への選定通知及び提案依頼

参加申込書を提出した者のうち、前号の基準により選定された提案者に対しては、選定委員会から選定通知兼提案依頼書を送付する。

(3) 非選定理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により、選定委員会から通知する。

4 提案書の作成に関すること

(1) 提案書の作成様式、提出部数

任意様式による提案書（A4版） 11部

同内容のPDFデータによる電子データ 1部

※正本は、提案者の押印要。所定様式はA4版

(2) 記載上の留意事項

以下の項目内容は、必須とする。

ア 業務の実実施計画及び取組方針

イ 土地利用等基本条件調査について

ウ 三芳バザール賑わい公園基本構想の検討について

エ PPP/PFI導入可能性の調査・検討について

オ 三芳PA連携型交通ネットワーク等の検討について

カ 参考見積書

キ その他特に提案すべき内容

(3) 提案書の作成に関する質問・回答

- ア 質問は、文書（A4版任意様式）により行うものとし、電子メールで送付するものとする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話・FAX番号、メールアドレスを記載するものとする。
- イ 提出先メールアドレス：douro@town.saitama-miyoshi.lg.jp
- ウ 質問受付期限：平成29年6月7日（水）午後5時まで
- エ 質問に対する回答は、平成29年6月12日（月）までに、すべての提案者の担当連絡先にメールで送付するものとする。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限：平成29年6月16日（金）午後5時まで
- イ 提出場所：三芳町役場 道路交通課
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1
- ウ 提出方法：持参もしくは郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認するものとする。

(5) 提案のプレゼンテーション

- ア 発表日：平成29年6月23日（金）
 - イ 発表場所：三芳町役場本庁舎3階会議室
 - ウ 発表方法：プレゼンテーション及びヒアリングによる提案説明
 - エ 発表時間：30分程度
- ※プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思が無いものとみなす。

(6) 提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行能力	業務を遂行できるだけの専門技術を有しているか	専門技術職員数
企画提案者の業務経歴	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
実施体制	業務遂行のために、必要な実施体制を用意しているか	従事予定者数
管理技術者の実績・専任性	業務遂行に関係する資格を有しているか	資格の保有状況
	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
	当該業務に専任できる時間が十分にあるか	手持ちの業務量

担当技術者の実績・専任性	業務遂行に係る資格を有しているか	資格の保有状況
	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
	当該業務に専任できる時間が十分にあるか	手持ちの業務量

イ 提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務の理解度	本町の意図するところを、きちんと把握しているか	業務実施方針の内容
業務に対する取組み姿勢と意欲	業務に対する取組み姿勢が適切で、意欲があるか	
企画提案書	企画提案書は分かり易いか	提案書のまとめ方
	実施手順と取組手法は妥当か	実施手順・作業工程
	土地利用基本調査における問題点を的確に把握し、解決の実現が見出せる内容となっているか	土地利用基本調査内容
	基本構想の策定項目を的確に捉えた検討方法となっているか	三芳バザール賑わい公園基本構想の検討方法
	民間活力を最大限に活かす事業手法を検討し、実現性を把握できる内容となっているか	PPP/PFI 導入可能性の調査・検討方法
	交通ネットワークの着眼点が的確に把握されているか	三芳PA連携型交通ネットワーク等の検討
	独創的で有益な提案であるか	仕様書にない独自の提案
	それぞれの提案内容が整合し、検討事項のバランス構成が業務目的を的確に反映しているか	総合評価

ウ 参考見積価格

評価項目	評価の視点	評価の指標
見積内容	業務実施内容と積算根拠の妥当性に問題はないか	積算範囲、価格の設定

エ プレゼンテーション・ヒアリングの評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	プレゼンテーション内容
資料調整能力	プレゼンテーション資料が分かり易いか	
協調性	業務担当者との意思疎通が容易かどうか	質問に対する受け答え姿勢

(7) 提案者の内定方法

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル委員会の審査を経て、提案者を内定する。

(8) 提案書の不採用理由に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会から通知する。

5 提案の内定者に関する事項

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。そして、所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、当該業務の契約を内定者と随意契約により契約を締結する。

6 本公表内容についての問い合わせ先

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町役場本庁舎4階

三芳町道路交通課スマートIC整備担当

〒354-8555

TEL 049-258-0019 (内線227・228)

e-mail douro@town.saitama-miyoshi.lg.jp

7 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知を

受けなかった者は、提案書を提出することができない。

(2) 参加申込書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

(3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とし、その提出者を失格とする。

(4) 提出期限後における参加申込書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。

(5) 提出された参加申込書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。

(6) 提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。

(7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

以上